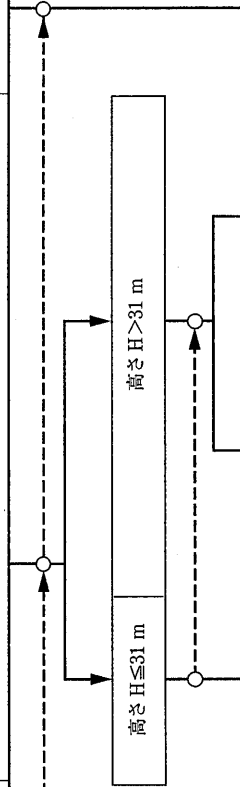
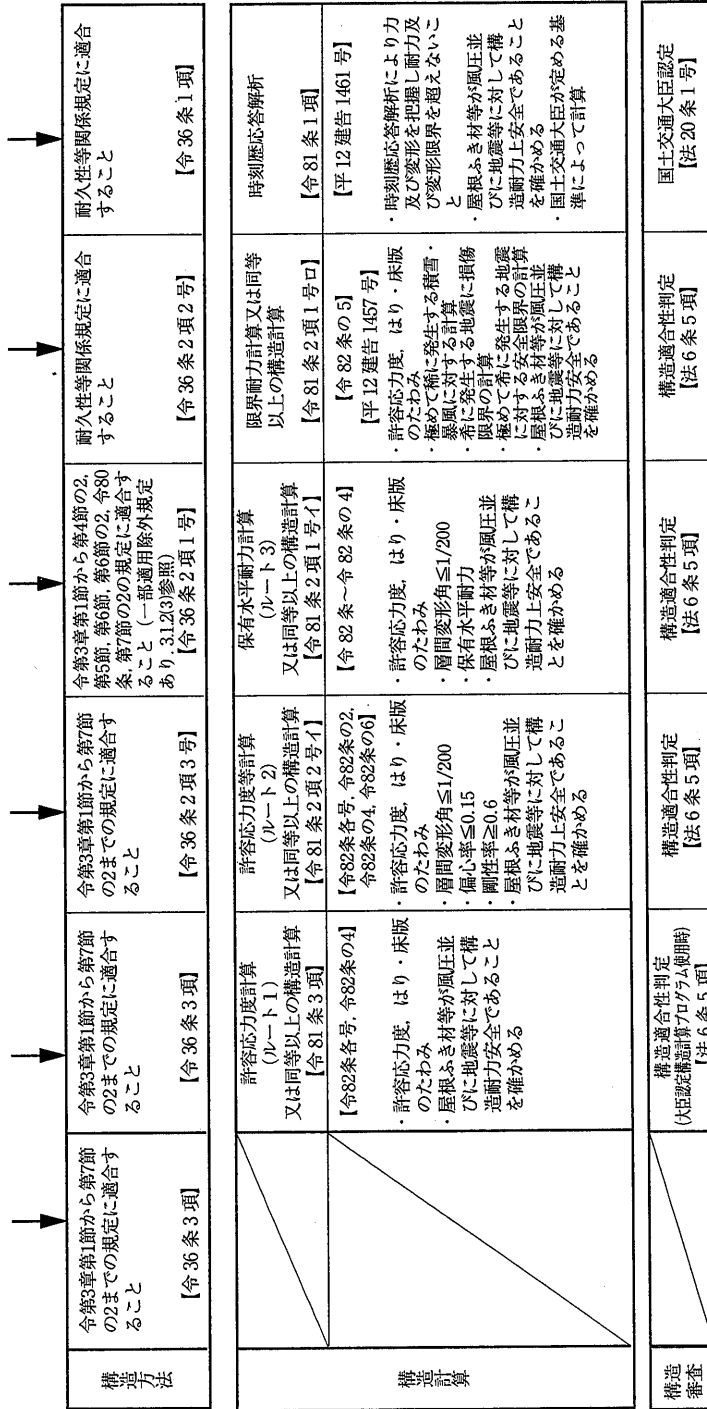


表 3.1.1 構造計算の法令体系

申請対象	木造建築物 階数 ≥ 3 , 延べ床面積 $>500 \text{ m}^2$, 高さ >13 又は高さ $>9 \text{ m}$ 【法6条1項2号】	木造以外の建築物 階数 ≥ 2 又は延べ床面積 $>200 \text{ m}^2$ 【法6条1項3号】	その他 特殊建築物の用途が 100 m^2 を超えるもの, 都市計画等に基づき申請が必要なもの 【法6条1項1号又は4号】
分類	小規模建築物 【法20条4号】	中規模建築物 (H $\leq 60 \text{ m}$) 【法20条3号】	大規模建築物 (H $\leq 60 \text{ m}$) 【法20条2号】
	右記以外の建築物	<p>(1) 法6条1項2号に掲げる木造建築物のうち右記以外の建築物</p> <p>(2) 法6条1項3号に掲げる木造以外の建築物のうち右記以外の建築物</p> <p>(3) その他の建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要構造部を石造, 煉瓦造, コンクリートブロック造, 無筋コンクリート造, その他これらに類する構造とした建築物で 高さ$>13 \text{ m}$ 又は軒高$>9 \text{ m}$ 	<p>(1) 法6条1項2号に掲げる木造建築物のうち 高さ$>13 \text{ m}$ 又は軒高$>9 \text{ m}$</p> <p>(2) 法6条1項3号に掲げる木造以外の建築物のうち</p> <p>① 鉄骨造 地上階数≥ 4</p> <p>② RC造, SRC造 高さ$>20 \text{ m}$</p> <p>③ その他の建築物 【令36条の2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組積造, 補強コンクリートブロック造 地上階数≥ 4 【1号】 ・S造, 地上階数≤ 3のうち, 高さ$>13 \text{ m}$ 又は軒高$>9 \text{ m}$ 【2号】 ・RC造とSRC造の併用 高さ$>20 \text{ m}$ 【3号】 ・木造, 組積造, 補強コンクリートブロック造, S造のうち2つ以上を併用する建築物又はこれらのうち1つ以上の構造とRC造又はSRC造の併用する建築物 地上階数≥ 4階, 高さ$>13 \text{ m}$ 又は軒高$>9 \text{ m}$ 【4号】 ・その他国土交通大臣が定める建築物 【平19国告593号】
			超高層建築物 (H $>60 \text{ m}$) 【法20条1号】 高さが 60 m を超える建築物





注) ○ ← はより詳細な方法を適用するものとして、設計者の判断による。